

2024年度 一般研修のご案内

研修名 : 無人航空機（ドローン）技能認定研修②
開催日 : 2024年10月8日（火）～9日（水） 2日間
会場 : （公財）長崎県建設技術研究センター
時間 : 10月8日（火）（1日目） 9:00～17:00
 10月9日（水）（2日目） 9:00～17:05
受講料 : **124,300円（消費税込）インターネットでのお申込みとなります。**
 電話、FAXでのお申込みは受け付けておりません。
募集人数 : 9名
対象 : 飛行経験不問。初心者の方もお申込み可能です。
申込開始日 : 8月8日（木）
申込締切日 : 10月3日（木）

カリキュラム

10月8日（火）（1日目）

時間	科目	内容	講師
9:00～9:10	0:10	オリエンテーション ・研修の進行に関するご連絡等	（公財）長崎県建設技術研究センター
9:10～12:00	2:50	座学 1. 小型無人機の種類と特徴 2. 飛行原理とその利用 3. 法律とルールについて （航空法、関連法、飛行禁止空域、飛行方法等） 4. 飛行許可・承認の基準について 5. 構造と技術（安全機能等） 6. 自然現象等について 7. 安全飛行の体制と役割 8. 事故事例と対策 9. 運用（注意点、点検事項等） 10. 学科試験	（公財）長崎県建設技術研究センター 技術部 建設企画課
12:00～13:00	1:00	～ 昼 休 憩 ～	
13:00～17:00	4:00	実技1 1. 整備、点検 2. 飛行前動作確認 3. 屋内飛行訓練、屋外飛行訓練（GPS） ・垂直離着陸 ・ホバリング ・水平移動 ・垂直移動 4. 飛行後動作確認	（公財）長崎県建設技術研究センター 技術部 建設企画課

10月9日（水）（2日目）

時間	科目	内容	講師
9:00～12:00	3:00	実技2 1. 整備、点検 2. 飛行前確認 3. 屋外飛行訓練（GPS無し） ・垂直離着陸 ・ホバリング ・水平移動 ・垂直移動	（公財）長崎県建設技術研究センター 技術部 建設企画課
12:00～13:00	1:00	～ 昼 休 憩 ～	
13:00～16:00	3:00	実技3 1. 屋外飛行訓練（対面飛行 GPS無し） ・垂直離着陸（180°回頭） ・ホバリング ・水平移動 ・垂直移動 2. 屋外飛行訓練（目視外飛行） 3. 屋外飛行訓練 （密集地域の飛行、距離を保てない飛行） 4. 自動航行訓練 5. 飛行後確認	（公財）長崎県建設技術研究センター 技術部 建設企画課
16:00～17:00	1:00	実技4 技能認定試験	（公財）長崎県建設技術研究センター 技術部 建設企画課
17:00～17:05	0:05	受講証明書配布 研修終了後、受講証明書を配布いたします。	（公財）長崎県建設技術研究センター

※本研修に2日間（飛行時間10時間以上の経験）参加し、技能認定試験に合格した方にドローン技能認定証および

飛行時間実績を記載した受講修了証を発行します。

※悪天候時（雨天、強風等）は、講師の判断により屋外での飛行訓練を中止する場合がございます。

※使用する機器は、「DJI製 PHANTOM4 Pro」を使用予定としています。

※（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続教育（CPDS）認定プログラムです。

※（一社）補償コンサルタントCPD 認定プログラムです。

※建築設備・施工管理CPD制度の共通認定プログラムです。

（建築CPD情報提供制度、JIA CPD制度、建築士会CPD制度、建築設備士関係団体CPD制度、建築施工管理CPD制度）

※（一社）建設コンサルタント協会 認定プログラムCPDの対象外です。

【お問合せ先】 （公財）長崎県建設技術研究センター（ナーク） 総務部 総務研修課 所在地 : 〒856-0026 長崎県大村市池田二丁目1311番3 電話番号 : 0957-54-9633(研修担当直通) FAX番号 : 0957-54-1505 メールアドレス : ippan_kensyu@nerc.or.jp(一般研修専用) ホームページアドレス : https://www.nerc.or.jp

「無人航空機（ドローン）技能認定研修」について

1. 当センターが行うドローン研修

当センターでは一般研修において、以下のドローン研修を実施しています。

種別	日数	受講料
無人航空機（ドローン）研修	1日	13,200円
無人航空機（ドローン）技能認定研修	2日	124,300円

「無人航空機（ドローン）研修」は、無人航空機（ドローン）の概要と法律や安全管理、機器の整備・点検や実機を使用した飛行実習を行います。

「無人航空機（ドローン）技能認定研修」は、2日間かけてドローンの安全飛行に関する幅広い知識と高度な操縦技能の実習を行います。

2. 研修の位置付け

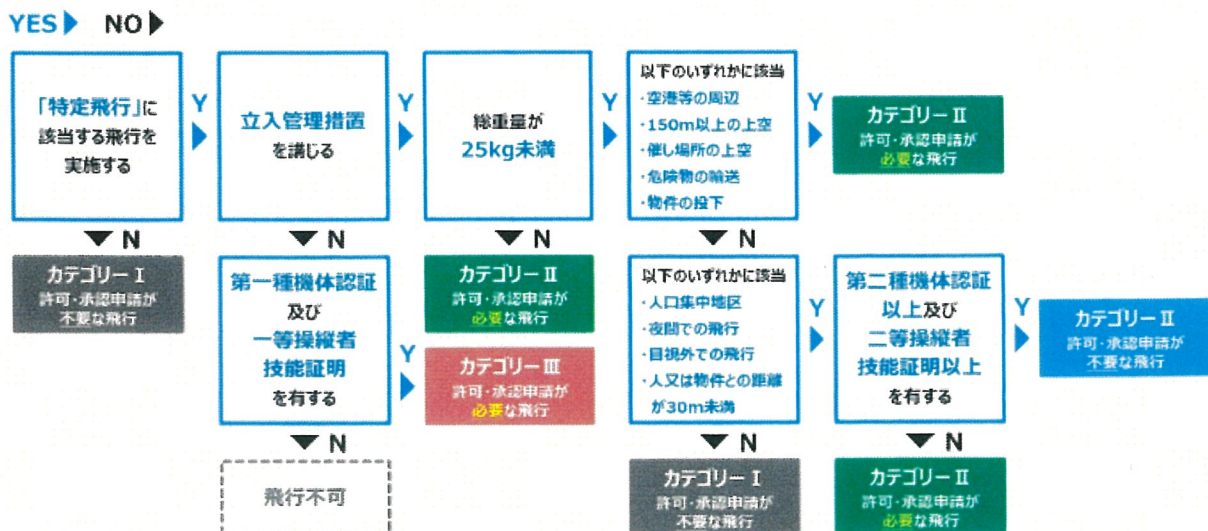
(1) 「無人航空機（ドローン）研修」

本研修は下図の Kategorie I（許可・承認申請が不要な飛行）の飛行を行うための基礎的な知識や技能を学ぶことを想定しています。

(2) 「無人航空機（ドローン）技能認定研修」

本研修は下図の Kategorie II（許可・承認申請が必要な飛行）の飛行を行うための知識や技能を学ぶことを想定しています。本研修を受講し試験に合格した方には『技能認定証』を発行します。当センターは、国土交通省航空局ホームページ掲載の講習団体ですので、この『技能認定証』があれば、飛行許可・承認申請時に以下の書類の提出が免除となります。

- ①（様式 3）無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書
- ②無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性を示す書類

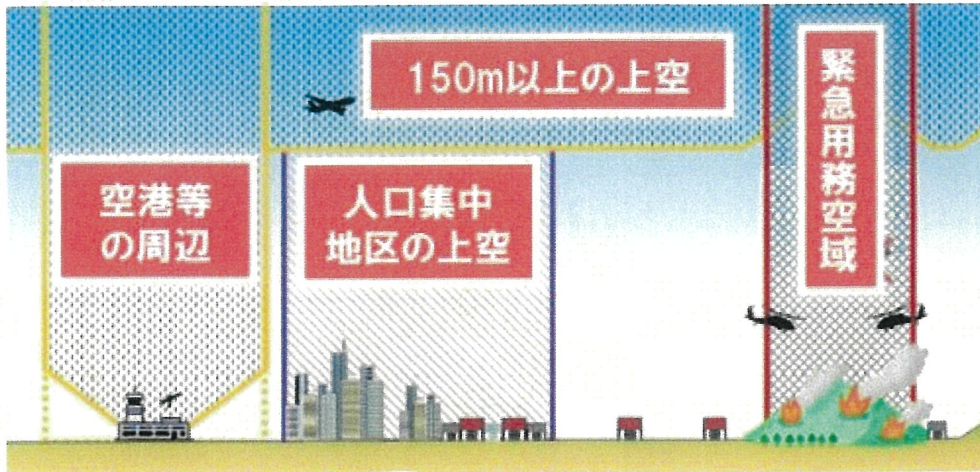


飛行カテゴリー決定のフロー図（国土交通省ホームページから抜粋）

特定飛行に該当する飛行

● 飛行する空域

以下の空域を飛行する場合、飛行許可申請が必要です。



● 飛行の方法

以下の方法で飛行を行う場合、飛行承認申請が必要です。

夜間での飛行



目視外での飛行



人や物件と距離を確保できない飛行



催し場所上空での飛行



危険物の輸送



物件の投下



(国土交通省ホームページから抜粋)

3. 技能証明制度（操縦ライセンス制度）との関係性

国土交通省は令和4年12月から技能証明制度の運用を開始しました。

それに伴い、航空局のホームページ掲載の講習団体の発行する民間技能認証（前述の『技能認定証』）による飛行の許可・承認の審査簡略化の運用を廃止する方針が出されました（2025年12月6廃止）。

また、当センターは操縦ライセンス制度の登録講習機関ではありませんので、「無人航空機（ドローン）技能認定研修」を受講したとしても実地試験は免除されません。

4. ドローン研修の受講に当たっての注意点

- ★「無人航空機（ドローン）技能認定研修」で発行する『技能証明証』があっても、将来的に許可・承認申請時の書類提出の一部免除は受けられなくなります。
- ★特定飛行に該当しない場合、飛行の許可・承認申請は必要ありません。ご自身が飛行する環境を考えて研修をお選びください。飛行にあたっての基礎知識や技能については「無人航空機（ドローン）研修」を受講いただければ身に付きます。
- ★当センターでは今後も同様の形で研修を開催します。操縦ライセンス制度の登録講習機関については、諸般の事情により登録する予定はありません。